

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

- 保安林の指定をする件
(同一四九八、一五〇五)
- 砂防法第二条の土地の指定を解除する件 (同九二九、九三三)
- (国土交通) 九二八、九三〇、九三一
- ODINV ASから登録事項の変更の届出があった件 (同九三四)
- 道路に関する件 (関東地方整備局二〇六)
- 净化槽の型式を認定した件 (同二〇七、二〇八)
- 道路に関する件 (九州地方整備局一二四、一一五)
- 令和七管理年度における特定水産資源 (にたりくじら) の採捕の停止に関する件 (農林水産) 一四九六
- 返納を命じた旅券を無効とする件 (外務) 三九三
- ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件 (同三九四)
- 株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件 (財務・農林水産・経済産業) 四
- 特定水産資源 (すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ (東部太平洋条約海域)) に関する令和七管理年度における漁業法第十五第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件 (農林水産) 一四九七)

二

一

一

〔官庁報告〕

〔皇室事項〕

〔人事異動〕

〔国会事項〕

○ (九州地方整備局) 一二四、一一五

○ (外務省) 三九三

○ (内閣府) 二〇六

○ (農林水産) 一四九六

○ (外務省) 一二四

○ (内閣府) 一二四

内閣復興庁 最高裁判所 東京都
岐阜県 仙台市

○ (外務省) 一二四

○ (内閣府) 一二四

内閣復興庁 最高裁判所 東京都
岐阜県 仙台市

○ (外務省) 一二四

○ (内閣府) 一二四

内閣復興庁 最高裁判所 東京都
岐阜県 仙台市

○ (外務省) 一二四

○ (内閣府) 一二四

内閣復興庁 最高裁判所 東京都
岐阜県 仙台市

○ (外務省) 一二四

○ (内閣府) 一二四

内閣復興庁 最高裁判所 東京都
岐阜県 仙台市

○ (外務省) 一二四

○ (内閣府) 一二四

内閣復興庁 最高裁判所 東京都
岐阜県 仙台市

○ (外務省) 一二四

○ (内閣府) 一二四

内閣復興庁 最高裁判所 東京都
岐阜県 仙台市

○ (外務省) 一二四

○ (内閣府) 一二四

内閣復興庁 最高裁判所 東京都
岐阜県 仙台市

○ (外務省) 一二四

○ (内閣府) 一二四

○ (外務省) 一二四

○

○農林水産省告示第四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第一項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和7年10月6日

財務大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 小泉進次郎

経済産業大臣 武藤 容治

1 株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：熊谷支店	営業所又は事務所の名称：熊谷支店
郵便番号：360-0042	郵便番号：360-0024
所在地：埼玉県熊谷市本町2-95	所在地：埼玉県熊谷市問屋町2-4-1
電話番号：048-525-3751	電話番号：048-525-3751

(2) 変更年月日

令和7年10月6日

(3) 変更の理由

移転のため

○農林水産省告示第十四百九十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和7年11月7日農林水産省告示第十四百九十七号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和7管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年10月6日

農林水産大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）に対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改める。

改正後	改正前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和7管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、す	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和7管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、す

けとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和7年4月1日から翌年3月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和7年7月1日から翌年6月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和7年4月1日から翌年3月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和7年7月1日から翌年6月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第四（略）

第五 するめいか

一・二（略）

三 大臣管理漁獲可能量（法第十五条第一項第3号関係）

法第十五条第一項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	6,500
（略）	（略）

第六～第八（略）

けとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和7年4月1日から翌年3月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和7年7月1日から翌年6月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和7年4月1日から翌年3月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和7年7月1日から翌年6月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第四（略）

第五 するめいか

一・二（略）

三 大臣管理漁獲可能量（法第十五条第一項第3号関係）

法第十五条第一項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	5,200
（略）	（略）

第六～第八（略）

○農林水産省告示第千四百九十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月六日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 山梨県甲州市勝沼町深沢字深澤山三七六九の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 水源の涵養

(一) 指定施業要件

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字深澤山三七六九の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月六日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 山梨県甲州市塩山平沢字竹森入一一六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

(一) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

2 次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹森入一一六の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
一 立木の伐採の限度及びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
(次の場合) 及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月六日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 山梨県笛吹市御坂町上黒駒字背出し五六二七、五六三〇の一

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものと zwar。は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月六日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 山梨県甲州市大和町初鹿野字東大志戸四八一七(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。字東大志戸四八一七(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

〇農林水産省告示第千五百二号

森林法(昭和二十六年法律第三百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月六日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 山梨県大月市賑岡町奥山字金場一三八八・一三九三の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る)、一三六六・一三六六の二、一三七一、一三七二、一三八六、一三八七、一三八九の一、一三九二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字金場一三八七・一三八八・一三九三の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る)。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月六日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 山梨県大月市賑岡町奥山字宮沢八四〇から八四四まで、八四二の乙、八四三の乙、八四六、八七八の乙

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、抾伐による。

字宮沢八四〇・八四二の乙・八四三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月六日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 山梨県大月市賑岡町奥山字中村二五〇の二、二五一の一、二五二の二、四八〇の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、抾伐による。

字中村四八〇の一（次の図に示す部分に

○農林水産省告示第千五百五号
○国土交通省告示第九百二十八号
○森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)
の二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年十月六日
農林水産大臣 小泉進次郎
一 保安林の所在場所 山梨県中央市関原字アヤクサ二四三〇、二四三一の二
二 指定の目的 土砂の流出の防備
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、振伐による。
2 上字アヤクサ二四三〇・二四三一の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る)
3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
4 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
備え置いて綿質に供する。)

(二) 図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて綿質に供する。)

○農林水産省告示第千五百五号
○森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)
の二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年十月六日
農林水産大臣 小泉進次郎
一 保安林の所在場所 山梨県中央市関原字アヤクサ二四三〇、二四三一の二
二 指定の目的 土砂の流出の防備
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、振伐による。
2 上字アヤクサ二四三〇・二四三一の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る)
3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
4 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
備え置いて綿質に供する。)

○国土交通省告示第九百二十八号
○砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十九号)第一条の規定に基づき、告示する。
令和七年十月六日
国土交通大臣 中野 洋昌

番	北緯	東経
1	43° 50' 01.4698"	144° 47' 48.5327"
2	43° 50' 05.7169"	144° 47' 44.7741"
3	43° 50' 06.0488"	144° 47' 45.5431"
4	43° 50' 02.9142"	144° 47' 48.3855"
5	43° 49' 58.7820"	144° 47' 55.8667"
6	43° 49' 57.7865"	144° 48' 01.9794"
7	43° 49' 56.3491"	144° 48' 04.8780"
8	43° 49' 53.4550"	144° 48' 02.0871"
9	43° 49' 50.2697"	144° 48' 02.9844"
10	43° 49' 50.2703"	144° 48' 09.0994"
11	43° 49' 49.1198"	144° 48' 13.5724"
12	43° 49' 48.0299"	144° 48' 16.4871"
13	43° 49' 45.9574"	144° 48' 18.5960"
14	43° 49' 46.9582"	144° 48' 21.6036"
15	43° 49' 45.1342"	144° 48' 23.9169"
16	43° 49' 43.7478"	144° 48' 25.0827"
17	43° 49' 41.7018"	144° 48' 25.6904"
18	43° 49' 46.1632"	144° 48' 30.8100"
19	43° 49' 48.1840"	144° 48' 35.0994"
20	43° 49' 44.7098"	144° 48' 37.7774"
21	43° 49' 44.0106"	144° 48' 39.7467"
22	43° 49' 41.1335"	144° 48' 45.0442"
23	43° 49' 39.2110"	144° 48' 43.5571"
24	43° 49' 42.0704"	144° 48' 37.3566"
25	43° 49' 43.6139"	144° 48' 33.9976"
26	43° 49' 40.5388"	144° 48' 32.5690"
27	43° 49' 39.5534"	144° 48' 29.2356"

28	43° 49' 39.4253"	144° 48' 24.5755"
29	43° 49' 41.6196"	144° 48' 23.0073"
30	43° 49' 40.7958"	144° 48' 18.3964"
31	43° 49' 40.5068"	144° 48' 15.5265"
32	43° 49' 43.3307"	144° 48' 14.4935"
33	43° 49' 45.9407"	144° 48' 09.2656"
34	43° 49' 48.2041"	144° 48' 06.5694"
35	43° 49' 47.0906"	144° 48' 04.5008"
36	43° 49' 47.8411"	144° 48' 00.5023"
37	43° 49' 48.4882"	144° 47' 58.1864"
38	43° 49' 50.7559"	144° 47' 56.3134"
39	43° 49' 52.4531"	144° 47' 57.2778"
40	43° 49' 53.6453"	144° 47' 55.7623"
41	43° 49' 56.4950"	144° 47' 51.4777"
42	43° 49' 58.7660"	144° 47' 49.0475"

四 (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
芳室川
(二) 砂防法第二条の土地の表示
北海道上川郡清水町字羽寄南十二線の区域
内の土地のうち、次の一点から二十二点まで
を順次結んだ線及び一点と二十二点を令和四
年国土交通省告示第六百二十号で指定した同
号四に掲げる土地の境界線及び令和五年国土
交通省告示第二十九号で指定した同号六に掲
げる土地の境界線に沿つて結んだ線に囲まれ
た土地の区域

番	北緯	東経
1	42° 55' 10.0409"	142° 51' 10.8838"
2	42° 55' 11.0037"	142° 51' 10.9937"
3	42° 55' 15.3720"	142° 51' 06.9479"
4	42° 55' 15.5974"	142° 51' 06.1387"
5	42° 55' 15.3563"	142° 51' 03.3666"

6	42°55' 16.5544"	142°51' 02.6412"
7	42°55' 16.7360"	142°51' 02.0629"
8	42°55' 17.1531"	142°51' 03.3290"
9	42°55' 16.7209"	142°51' 03.1566"
10	42°55' 15.9050"	142°51' 03.9187"
11	42°55' 15.7237"	142°51' 04.9200"
12	42°55' 15.9312"	142°51' 06.7667"
13	42°55' 14.0643"	142°51' 08.6369"
14	42°55' 11.9333"	142°51' 10.5418"
15	42°55' 11.4582"	142°51' 11.5171"
16	42°55' 11.4304"	142°51' 12.3886"
17	42°55' 11.8421"	142°51' 17.0490"
18	42°55' 11.9481"	142°51' 20.6704"
19	42°55' 11.6083"	142°51' 23.9591"
20	42°55' 11.9595"	142°51' 27.2990"
21	42°55' 11.9734"	142°51' 30.0698"
22	42°55' 10.4221"	142°51' 30.2824"

- 五 (一) 砂防法第11条の土地に係る河川の名称
北明学校沢川
- (二) 砂防法第11条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道河西郡芽室町北明西七線
一一一八番一一号及び七号
一一九番一一号から四号まで
- 六 (一) 砂防法第11条の土地に係る河川の名称
砂防法第11条の土地に係る河川の名称
九号川
- (二) 砂防法第11条の土地の表示
北海道上川郡新得町字新得西十線及び字新得西十一線の区域内の土地のうち、次の一点から三点までを順次結んだ線及び一点と三点点を令和二年国土交通省告示第八百十一号で指定した同号7に掲げる土地の境界線に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	43°04' 19.6932"	142°45' 47.1913"
2	43°04' 18.9379"	142°45' 43.6521"
3	43°04' 21.5498"	142°45' 44.7393"

七 (一) 砂防法第11条の土地に係る河川の名称
国地一の沢川及び国地二の沢川

(二) 砂防法第11条の土地の表示
北海道足寄郡足寄町下愛冠の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	43°15' 43.9344"	143°32' 47.3638"
2	43°15' 45.7936"	143°32' 48.6992"
3	43°15' 46.0368"	143°32' 50.8823"
4	43°15' 44.8672"	143°32' 54.9871"
5	43°15' 44.4699"	143°32' 55.1788"
6	43°15' 43.5875"	143°32' 50.9824"
7	43°15' 41.6682"	143°32' 52.9236"
8	43°15' 41.3955"	143°32' 59.4709"
9	43°15' 40.8995"	143°32' 59.7103"
10	43°15' 40.7277"	143°32' 52.8133"
11	43°15' 42.6357"	143°32' 45.7052"
12	43°15' 45.5301"	143°32' 44.2796"
13	43°15' 45.7613"	143°32' 44.1190"
14	43°15' 46.1411"	143°32' 45.2542"
15	43°15' 43.7409"	143°32' 46.3670"

- 八 (一) 砂防法第11条の土地に係る河川の名称
イシスカ川
- (二) 砂防法第11条の土地の表示
北海道十勝郡浦幌町字上厚内及び字厚内の区域内の土地のうち、次の一点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	42°50' 00.1662"	143°43' 45.0118"
2	42°49' 59.2315"	143°43' 42.3788"
3	42°50' 00.8760"	143°43' 38.7593"
4	42°50' 06.4441"	143°43' 34.3544"
5	42°50' 04.4290"	143°43' 28.7183"
6	42°50' 07.3254"	143°43' 21.4343"
7	42°50' 07.7734"	143°43' 21.2982"
8	42°50' 09.6449"	143°43' 23.2581"
9	42°50' 11.1360"	143°43' 22.8000"
10	42°50' 11.1915"	143°43' 23.3452"
11	42°50' 09.1700"	143°43' 23.8526"
12	42°50' 07.6034"	143°43' 25.2784"
13	42°50' 08.4592"	143°43' 27.0301"
14	42°50' 09.3001"	143°43' 27.9099"
15	42°50' 11.2040"	143°43' 32.1083"
16	42°50' 11.0291"	143°43' 34.6518"
17	42°50' 10.1420"	143°43' 36.7587"
18	42°50' 08.3276"	143°43' 39.9923"
19	42°50' 06.2078"	143°43' 41.6431"
20	42°50' 04.1887"	143°43' 45.2052"

- 国土交通省告示第九百二十九号
砂防法(明治三十年法律第119号)第11条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。
令和七年十月六日
- 一 砂防法第11条の土地に係る河川の名称
幾品川
- 二 砂防法第11条の土地の表示
昭和四十年建設省告示第千六百九十一号で指定した幾品川に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第九百三十号
砂防法(明治三十年法律第119号)第11条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十一号)第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月六日

国土交通大臣 中野 洋昌
一 砂防法第11条の土地に係る河川の名称
流西川

十一 砂防法第11条の土地の表示
香川県小豆郡小豆島町福田の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°32' 44.0607"	134°20' 13.5333"
2	34°32' 43.2395"	134°20' 12.6905"
3	34°32' 43.2926"	134°20' 12.3833"
4	34°32' 42.2934"	134°20' 11.2113"
5	34°32' 41.6864"	134°20' 09.9563"
6	34°32' 41.9720"	134°20' 09.7417"
7	34°32' 43.9734"	134°20' 12.0625"
8	34°32' 45.2922"	134°20' 12.6731"
9	34°32' 45.5427"	134°20' 12.0579"
10	34°32' 46.0106"	134°20' 11.9088"
11	34°32' 47.4816"	134°20' 12.4628"
12	34°32' 47.9532"	134°20' 12.9670"
13	34°32' 46.3364"	134°20' 15.1023"
14	34°32' 45.7022"	134°20' 15.0878"
15	34°32' 44.2843"	134°20' 14.1536"

○国土交通省告示第九百三十一号
砂防法(明治三十年法律第119号)第11条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十一号)第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月六日

国土交通大臣 中野 洋昌

砂防法第一条の土地に係る河川の名称 城ノ平川		
砂防法第二条の土地の表示		
長崎県西彼杵郡時津町日並郷の区域内の土地のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線及び一点と四点を令和六年国土交通省告示第四十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区域	点	北緯 東経
1	32°50'53.6850"	129°49'22.3805"
2	32°50'53.1323"	129°49'21.3895"
3	32°50'53.2072"	129°49'20.2112"
4	32°50'54.9640"	129°49'19.0157"
島屋平川	砂防法第一条の土地に係る河川の名称	
字千ヶ石岳	砂防法第二条の土地の表示	
口	イ 次に掲げる土地（昭和四十七年建設省告示第千九百三十七号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）	
長崎県雲仙市千ヶ石町庚	イ 次に掲げる土地の区域内の土地のうち、次の一点から三点までを順次結んだ線及び一点と三点を昭和四十七年建設省告示第千九百三十七号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区域	
三九七四番四	点	北緯 東経
四五六四番三四四	1	32°45'33.0917" 130°15'03.2705"
千ヶ石町庚	2	32°45'32.6834" 130°15'02.9584"
	3	32°45'32.5012" 130°15'02.5541"
○国土交通省告示第九百四十一号	砂防法（明治三十年法律第三十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。	
令和七年十月六日	国土交通大臣 中野 洋昌	
（一） 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 中間川	（二） 砂防法第一条の土地の表示	
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十二年建設省告示第百六十三号で指定した同号二十二に掲げる土地の区域を除く。）		

○叙勲

(君津市議会議員)	池田 久雄	浦 藤彦	(小矢部市公立学校長)	岡 龍哉
旭日单光章を授ける (各通) (八月二十八日)	奈良 輪政五	橘井 恵三	橘井 弘昌	
旭日单光章を授ける (各通) (八月三十一日)	佐久間 武雄	鈴木 義雄	鈴木 秋夫	
旭日双光章を授ける (各通) (八月三十一日)	柳野 純夫	細川 稔和	細川 秋夫	
旭日单光章を授ける (各通) (八月三十一日)	下田 嘉丈	南条 和治	松本 久生	
旭日单光章を授ける (各通) (八月三十一日)	前田 道裕	吉田 富雄	吉田 弘昌	
旭日中綬章を授ける (九月一日)	倉元 慎一郎	黒須 幹男	柏崎 兼治	大河内 弘樹
相馬 將末	南 韶	柴尾 則夫	北川 保晴	伊藤 文博
森原 辰治	吉原 稔	茂木 晃一	久徳 行雄	吉田 文雄
瑞宝双光章を授ける (各通) (埼玉県警部)	飯田 誠	富田 稔	西山 典利	室岡 敏昭
瑞宝单光章を授ける (各通) (以上八月二十八日)	佐藤 保久	久保田 浩弘	久保田 浩弘	田澤 文雄
瑞宝小綬章を授ける	石原 一郎	小原 孝広	西山 典利	古木 久夫
瑞宝双光章を授ける (各通) (以上九月三日)	高井 健一	青山 哲也	西山 典利	室岡 敏昭
瑞宝单光章を授ける (以上九月三日)	毛利 正人	飯田 誠	西山 典利	吉田 文雄
瑞宝双光章を授ける (各通) (以上八月二十九日)	池田 龍平	新野 哲朗	西山 典利	吉田 文雄
瑞宝小綬章を授ける	近藤 忠助	久保田 浩弘	西山 典利	吉田 文雄

官 市 報

(小矢部市公立学校長)

岡 龍哉

(四) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱 (占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く)。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合

は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限する)により、災害が発生した場合に

おける被害の拡大を防止するため。

は、この限りでない。

敷地外に直ちに用地を確保する)ことができないと認められる場合

は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由

は、この限りでない。

(六) 占用の制限の開始の期日

は、この限りでない。

(七) 因面縦覧場所

は、この限りでない。

(八) 附則

は、この限りでない。

(九) 公則

は、この限りでない。

(十) 附則

は、この限りでない。

は、この

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

令和7年10月6日

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第1項第4号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和7年第3号及び令和7年第10号
- 2 犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日 令和7年10月6日
- 3 終了決定をした理由 被害回復給付金の支給申請がないため。
- 4 この公告に関する問合せ先
〒100-8903 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 東京地方検察庁犯罪被害財産支給手続担当
電話番号 03-3592-5611 (代表) 内線3350、4392
- 上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記4のとおり）。
- 当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。

前払式支払手段発行者の発行
保証金に係る債権の申出につ
いての公示

資金決済に関する法律（以下「法」という。）第31条第2項の規定により次のように公示する。

1. 前払式支払手段発行者の商号
株式会社NEXT INNOVATION
2. 代表者の氏名 破産管財人 清水 俊順
3. 住所 京都市北区紫野西泉堂町62番地
4. 上記の者の前払式支払手段の発行保証金につき法第31条第1項の権利を有する者は、令和7年12月5日までに前払式支払手段発行保証金規則様式第7による申出書に当該申出に係る前払式支払手段を添えて、次に掲げる財務局に提出されたい。
(提出先)
 - ・大阪府大阪市中央区大手前四丁目1番76号
大阪合同庁舎第四号館
近畿財務局理財部金融監督第五課
5. 前項の期間内に申出書の提出がないときは、発行保証金についての権利の実行の手続から除外される。
令和7年10月6日
近畿財務局長 坂口和家男

相続財産清算人の選任及び相
続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出ください。

令和7年（家）第73号

- 東京都新宿区霞ヶ丘町4番1号
申立人 株式会社ニッセイ
本籍三重県伊勢市船江2丁目340番地、最後の住所三重県伊勢市吹上2丁目9番34号丸二マンション2 401号室、死亡の場所三重県伊勢市、死亡年月日令和4年10月4日、出生の場所三重県宇治山田市、出生年月日昭和14年1月30日、職業不明
被相続人 亡 西井 勇
事務所三重県津市中央1番1号三重会館4階なぎさ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 塚本 順久
催告期間満了日 令和8年4月30日
津家庭裁判所伊勢支部

令和7年（家）第1296号

京都市南区西九条横町3番地の2

申立人 谷口 修治

本籍京都市南区八条源町21番地、最後の住所京都市南区西九条横町3番地の2、死亡の場所京都市南区、死亡年月日令和7年2月22日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和23年9月13日、職業無職

被相続人 亡 谷口 章治

事務所京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町610森ビル26 むかい法律事務所

相続財産清算人 弁護士 向井 理佳

催告期間満了日 令和8年4月24日

京都家庭裁判所

令和7年（家）第1373号

京都市伏見区醍醐辰巳町23

申立人 大森 千珠

申立人手続代理人弁護士 向井 理佳

本籍京都市伏見区醍醐外山街道町18番地、最後の住所京都市伏見区醍醐外山街道町18番地、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日令和3年9月30日、出生の場所京都市中京区、出生年月日昭和18年10月8日、職業不明

被相続人 亡 大森ヒロ子

事務所京都市中京区烏丸通六角下る七觀音町623第11長谷ビル3階 中島宏樹法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岩崎 智加

催告期間満了日 令和8年4月24日

京都家庭裁判所

令和7年（家）第4019号

京都府綾部市本町4丁目23番地

申立人 宮本 忠宏

本籍京都府綾部市本町4丁目23番地、最後の住所京都府綾部市本町4丁目23番地、死亡の場所京都府綾部市、死亡年月日令和元年8月26日、出生の場所京都府何鹿郡綾部町、出生年月日昭和25年3月14日、職業自営業

被相続人 亡 宮本 令子

事務所京都府福知山市南栄町41-10

相続財産清算人 弁護士 宮本 高平

催告期間満了日 令和8年4月24日

京都家庭裁判所福知山支部

令和7年（家）第40322号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之

本籍神戸市兵庫区菊水町10丁目30番地1、最後の住所神戸市長田区六番町3丁目3番地の1、死亡の場所兵庫県神戸市西区、死亡年月日平成27年7月31日、出生の場所兵庫県明石郡垂水町、出生年月日昭和5年7月22日、職業不明

被相続人 亡 里谷 榮

兵庫県三田市中央町4番5号三田ビル5階
神戸三田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 兵頭 尚

催告期間満了日 令和8年4月24日

神戸家庭裁判所

令和7年（家）第30036号

京都市中京区高倉通押小路上ル瓦町566-1
西野ビル3階

申立人 井戸 勇貴

本籍岡山県真庭市鍋屋71番地、最後の住所兵庫県明石市二見町東二見207番地1、死亡の場所兵庫県明石市、死亡年月日令和5年10月11日頃から20日頃までの間、出生の場所朝鮮平壤府、出生年月日昭和16年10月1日、職業無職

被相続人 亡 加々美君江

神戸市中央区御幸通6丁目1番20号 G E E
T E X A S C E N T B L D G 7階 神戸
H. I. T. 法律事務所

相続財産清算人 弁護士 久米 知之

催告期間満了日 令和8年4月20日

神戸家庭裁判所明石支部

令和7年（家）第30042号

兵庫県明石市大久保町ゆりのき通2丁目2番地の1-A 303号

申立人 深谷 智洋

本籍兵庫県明石市松が丘1丁目4番、最後の住所兵庫県明石市松が丘1丁目4番13-211号、死亡の場所兵庫県明石市、死亡年月日令和7年7月1日、出生の場所兵庫県神戸市灘区、出生年月日昭和26年12月31日、職業無職

被相続人 亡 竹内 愛

兵庫県明石市大久保町ゆりのき通2丁目2番地の1-A 303号

相続財産清算人 司法書士 深谷 智洋

催告期間満了日 令和8年4月17日

神戸家庭裁判所明石支部

令和7年(家)第70146号

兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地

申立人 加古川市

本籍兵庫県加古川市野口町北野517番地2、最後の住所兵庫県加古川市野口町北野517番地の2、死亡の場所兵庫県加古川市、死亡年月日令和6年6月10日頃、出生の場所兵庫県加古郡野口村、出生年月日昭和26年5月27日、職業不明

被相続人 亡 高松研一郎

事務所兵庫県姫路市南駅前町100番地パラシオ第2ビル弁護士法人レクシード

相続財産清算人 弁護士 花房 裕志

催告期間満了日 令和8年4月17日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第70148号

神戸市中央区浪花町62番地の1

申立人 兵庫県信用保証協会

本籍兵庫県赤穂郡上郡町山野里863番地5、最後の住所兵庫県赤穂郡上郡町山野里863番地5、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和4年1月3日、出生の場所岡山県津山市、出生年月日昭和19年6月14日、職業不明

被相続人 亡 梅本 年和

事務所兵庫県姫路市北条宮の町392番地弁護士法人菊井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中澤 広明

催告期間満了日 令和8年4月17日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第70153号

神戸市中央区浪花町62番地の1

申立人 兵庫県信用保証協会

本籍兵庫県たつの市揖保川町半田545番地3、最後の住所兵庫県姫路市勝原区大谷43番地20、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和5年10月2日、出生の場所兵庫県神戸市垂水区、出生年月日平成3年5月25日、職業不明

被相続人 亡 久保田優斗

事務所兵庫県姫路市南駅前町63クリスタルビル301丸尾法律事務所

相続財産清算人 弁護士 丸尾 明弘

催告期間満了日 令和8年4月17日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第70157号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
本籍兵庫県神戸市垂水区泉が丘4丁目4番、最後の住所兵庫県高砂市高砂町浜田町1丁目5番11号、死亡の場所兵庫県高砂市、死亡年月日平成23年6月3日、出生の場所兵庫県神戸市長田区、出生年月日昭和26年8月26日、職業不明

被相続人 亡 岡田志寿雄

事務所兵庫県姫路市三左衛門堀西の町95番地第2岡崎マンション203古市・竹中法律事務所

相続財産清算人 弁護士 竹中 らく

催告期間満了日 令和8年4月17日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第124号

鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

申立人 鳥取県 代表者知事 平井 伸治
本籍鳥取県八頭郡八頭町篠波489番地、最後の住所鳥取県八頭郡八頭町篠波489番地、死亡の場所鳥取県八頭郡八頭町、死亡年月日令和5年9月11日、出生の場所鳥取県鳥取市、出生年月日昭和41年9月15日、職業無職

被相続人 亡 猪本 雄二

鳥取県鳥取市東品治町102番地鳥取駅前ビル3階 あさい総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 淺井 浩二

催告期間満了日 令和8年4月30日

鳥取家庭裁判所

令和7年(家)第5075号

岡山市北区野田2丁目12番23号

申立人 岡山県信用保証協会

本籍岡山県倉敷市酒津2462番地9、最後の住所岡山県倉敷市酒津2462番地9、死亡の場所大阪府大阪市北区、死亡年月日令和5年12月24日、出生の場所岡山県倉敷市、出生年月日昭和39年7月2日、職業不詳

被相続人 亡 吉永 貴夫

岡山県倉敷市川西町10番2号 倉敷川西町RG3階 弁護士法人田原法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田原 洋介

催告期間満了日 令和8年4月16日

岡山家庭裁判所倉敷支部

令和7年(家)第30260号

広島市中区宝町7番20号

申立人 高橋 淑子

本籍広島市安佐南区祇園2丁目20番地、最後の住所広島市中区幟町5番25-1102号、死亡の場所広島市中区、死亡年月日令和7年1月7日、出生の場所広島市、出生年月日昭和16年6月25日、職業無職

被相続人 亡 西田 帆里

事務所広島市中区上八丁堀4番28号松田ハイツ205号高岡優法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高岡 優

催告期間満了日 令和8年4月17日

広島家庭裁判所

令和7年(家)第136号

香川県坂出市室町2丁目3番5号

申立人 坂出市長 有福 哲二

本籍香川県坂出市本町2丁目1779番地、最後の住所香川県坂出市福江町2丁目2番1号、死亡の場所香川県坂出市、死亡年月日推定令和6年3月7日、出生の場所香川県丸亀市、出生年月日昭和14年9月26日、職業無職

被相続人 亡 大西 悅子

香川県坂出市西大浜南1丁目6番4号

相続財産清算人 司法書士 洲崎 雅裕

催告期間満了日 令和8年4月30日

高松家庭裁判所丸亀支部

令和7年(家)第272号

愛媛県今治市大西町九王甲2256番地8

申立人 田坂 裕子

本籍愛媛県今治市古谷甲959番地2、最後の住所愛媛県今治市古谷甲959番地2、死亡の場所愛媛県今治市、死亡年月日推定令和7年4月26日、出生の場所愛媛県今治市、出生年月日昭和40年8月5日、職業会社員

被相続人 亡 清水 和久

愛媛県今治市南大門町1丁目6番地26弁護士矢野真之法律事務所

相続財産清算人 矢野 真之

催告期間満了日 令和8年4月30日

松山家庭裁判所今治支部

令和7年(家)第753号

宮崎県延岡市鯛名町301番地9

申立人 日野 知子

本籍宮崎県延岡市北川町川内名10374番地、最後の住所宮崎県延岡市北川町川内名10374番地、死亡の場所宮崎県延岡市、死亡年月日

令和7年6月11日、出生の場所宮崎県延岡市、出生年月日昭和14年6月2日、職業無職

被相続人 亡 伊藤ミサエ

事務所宮崎県延岡市中町2丁目2番地29 1階
相続財産清算人 司法書士 小瀬 敦
催告期間満了日 令和8年4月30日

宮崎家庭裁判所延岡支部

令和7年(家)第9010号

秋田県大仙市高梨字上高梨145番地

申立人 茂木 晃一

本籍秋田県大仙市高梨字上高梨145番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所秋田県大仙市、死亡年月日令和7年5月6日、出生の場所秋田県仙北郡仙北町、出生年月日昭和32年7月19日、職業無職

被相続人 亡 茂木 幸夫

秋田県横手市平和町1番15号 高橋ビル3階
遠藤・京野法律事務所

相続財産清算人 遠藤 帅仁

催告期間満了日 令和8年5月8日

秋田家庭裁判所大曲支部

令和7年(家)第372号

千葉県館山市北条275番地の1

申立人 杉山 尚嗣 外1名

本籍千葉県館山市国分205番地5、最後の住所千葉県館山市国分205番地5、死亡の場所千葉県館山市、死亡年月日令和7年2月21日、出生の場所千葉県安房郡佐久間村、出生年月日昭和20年1月15日、職業無職

被相続人 亡 川名 武雄

千葉県木更津市清見台東3-18-6 きみさらず法律事務所

相続財産清算人 弁護士 若林 侑

催告期間満了日 令和8年5月16日

千葉家庭裁判所館山支部

令和7年(家)第71472号

東京都新宿区西早稲田2丁目1番23号

申立人 パシフィック西早稲田管理組合

国籍中国、最後の住所東京都新宿区西早稲田2丁目1番23-314号室、死亡の場所不明、死亡年月日西暦2019年5月2日、出生の場所不明、出生年月日西暦1965年2月3日、職業不明

被相続人 亡 浅利銀波こと 左 銀波 (ZUO YINBO)

事務所東京都千代田区丸の内2-6-1丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

相続財産清算人 弁護士 上村 哲史

催告期間満了日 令和8年4月30日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第71869号
東京都台東区浅草2丁目3番1号
申立人 浅草寺

本籍東京都台東区浅草4丁目20番地3、最後の住所東京都台東区浅草4丁目6番7号、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日令和7年2月9日、出生の場所東京都台東区、出生年月日昭和37年11月19日、職業不明
被相続人 亡 小林まき子

事務所東京都千代田区麹町3丁目3番8号麹町センタープレイス2階 鈴木総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 洋子
催告期間満了日 令和8年4月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第448号

兵庫県洲本市本町3丁目4番10号
申立人 洲本市
本籍兵庫県南あわじ市津井1054番地、最後の住所兵庫県南あわじ市八木寺内373番地1
翁寿園、死亡の場所兵庫県南あわじ市、死亡年月日平成24年5月2日、出生の場所兵庫県三原郡津井村、出生年月日大正12年2月27日、職業不明
被相続人 亡 濟藤 梢
兵庫県神戸市中央区中町通2丁目3番2号
三共神戸ツインビル8階 フローラ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高本 直彰
催告期間満了日 令和8年4月18日
神戸家庭裁判所洲本支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第81197号

大阪市中央区淡路町1丁目6番9号堺筋サテライトビル8階
申立人 横田 雅士
本籍和歌山県有田郡広川町大字河瀬173番地、最後の住所大阪市港区港晴3丁目2番22号デイスハイツ港晴 701号、死亡の場所兵庫県神戸市西区、死亡年月日令和4年3月4日、出生の場所和歌山県有田郡広川町、出生年月日昭和25年2月26日、職業無職
被相続人 亡 平井 誠

催告期間満了日 令和8年4月21日

大阪家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(ヘ)第3号

北海道釧路市鶴野58番地の3022
申立人 有限会社竹谷工業所
代表者代表取締役 竹谷 久
権利を争う旨の申述の終期 令和7年12月24日
令和7年9月17日 釧路簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 HA10768
金額 418,880円
支払期日 令和7年8月20日
支払地 北海道釧路市
支払場所 株式会社北海道銀行鳥取支店
振出日 令和7年4月20日
振出地 北海道釧路市
振出人 株式会社エスピーエム 代表取締役
野澤 英明
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

次の申立人から別紙目録記載の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記の権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もしこの終期までに権利の届出がない場合には、その権利が失権することができます。

岐阜県飛騨市古川町幸栄町14番25号
申立人 田中香代子
権利の届出の終期 令和7年12月24日
令和7年9月9日 高山簡易裁判所
(別紙) 目録
(1)土地 飛騨市古川町幸栄町14番38
宅地 59.96m²
(2)登記年月日番号 岐阜地方法務局高山支局大正
15年7月2日受付第2565号

(3)登記した権利の内容

大正15年5月1日地上権設定
存続期間 大正15年5月1日から大正25年4月
30日まで満10年
地代 1年玄米3斗3升
支払期 每年11月30日
地上権者 飛騨市古川町是重426番地1の2
坂ノ上藤右衛門

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第306号

徳島市中昭和町2丁目55番地の1 メゾンパルクN S305
申立人 伊藤 京子
本籍徳島県阿南市橋町東中浜124番地、最後の住所徳島県阿南市富岡町玉塚37番地
不在者 伊藤 淳一
昭和20年8月8日生
届出期間満了日 令和8年1月30日
徳島家庭裁判所阿南支部

令和7年(家)第590号

広島県広島市安佐南区祇園6丁目1番34-3号
申立人 石樵 美子
本籍広島県広島市南区段原南1丁目17番、最後の住所広島県広島市中区羽衣町2番24号
不在者 門田 時昌
昭和43年8月19日生
届出期間満了日 令和8年1月16日
広島家庭裁判所

令和7年(家)第1834号

大阪市福島区玉川1丁目5-3-604
申立人 黒木 啓代
本籍大分県佐伯市蒲江大字竹野浦河内903番地1、最後の住所大阪府茨木市東奈良2丁目4番44号
不在者 黒木 峰
昭和7年12月8日生
届出期間満了日 令和8年1月16日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第2595号

大阪府門真市朝日町4番5号
申立人 山口 純子
本籍大阪府門真市朝日町163番地1、最後の住所大阪府門真市朝日町4番5号
不在者 山口 貞廣
昭和22年7月26日生
届出期間満了日 令和8年1月16日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第72号

島根県安来市荒島町1715番地11
申立人 勝部 益代
本籍島根県安来市荒島町1732番地、最後の住所島根県安来市荒島町1715番地11
不在者 勝部 敬
昭和13年7月13日生
届出期間満了日 令和8年1月30日
松江家庭裁判所

令和7年(家)第501号

福岡県大野城市下大利1丁目14番1号フレッシュマンション大野城602号
申立人 夏田 敏幸
本籍宮崎県延岡市鶴ヶ丘1丁目13番、最後の住所宮崎県延岡市古川町171番地3
不在者 夏田 徳市
昭和5年10月19日生
届出期間満了日 令和8年1月31日
宮崎家庭裁判所延岡支部

令和7年(家)第761号

北海道亀田郡七飯町緑町1丁目5番2号
申立人 菊地 義昭
本籍北海道亀田郡七飯町緑町1丁目119番地20、最後の住所東京都立川市羽衣町2丁目5番3号 銀鈴荘101
不在者 菊地 雅典
昭和28年10月24日生
届出期間満了日 令和8年1月26日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第2078号

横浜市金沢区金利谷東5丁目12番16
申立人 中島 健生
本籍神奈川県横浜市神奈川区松本町3丁目27番地3、最後の住所横浜市神奈川区松本町3丁目27番地3
不在者 関根スザンマリ
昭和28年11月24日生
届出期間満了日 令和8年1月16日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第2904号
大阪府吹田市豊津町10番34号井門江坂駅前ビル7階
申立人 不在者久川忠良不在者財産管理人弁護士 那須 良太
本籍大阪府大阪市西淀川区柏里3丁目2番地、最後の住所大阪府大阪市淀川区塚本2丁目21番9号
不在者 久川 忠良
昭和6年1月15日生
届出期間満了日 令和8年1月19日
大阪家庭裁判所
令和7年(家)第164号
徳島県吉野川市山川町堤内15番地2
申立人 川端 均
本籍徳島県吉野川市山川町堤内15番地1、最後の住所徳島県吉野川市山川町堤内15番地2
不在者 川端 久子
昭和55年6月12日生
届出期間満了日 令和8年1月24日
徳島家庭裁判所
令和7年(家)第34号
茨城県古河市仁連1910番地148
申立人 落合 悠
本籍茨城県古河市中田新田34番地7、最後の住所茨城県古河市仁連1910番地148
不在者 落合 広明
昭和53年12月7日生
届出期間満了日 令和8年1月19日
水戸家庭裁判所下妻支部
令和7年(家)第3555号
茨城県結城市大字結城8715番地2
申立人 川口 賢二
本籍茨城県結城市大字結城8715番地2、最後の住所東京都豊島区池袋3丁目51番7-405号
不在者 川口 雄一
昭和42年2月10日生
届出期間満了日 令和8年1月19日
東京家庭裁判所
令和7年(家)第3815号
東京都板橋区蓮根3丁目24-14 グランヴェルジュ西台304号室
申立人 酒井 敏明

本籍千葉県鎌ヶ谷市馬込沢415番地、最後の住所東京都板橋区東新町1丁目27番7号 緑ヶ丘公園前住宅
不在者 酒井 鎮明
昭和25年3月14日生
届出期間満了日 令和8年1月19日
東京家庭裁判所
令和7年(家)第4496号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目69番地9
申立人 白尾 康恵
本籍鹿児島県鹿児島市桜島白浜町1154番地、最後の住所東京都江戸川区平井2丁目10番10号
不在者 白尾 良照
昭和24年9月9日生
届出期間満了日 令和8年1月19日
東京家庭裁判所
令和7年(家)第5856号
埼玉県春日部市大沼1-6-12
申立人 小林 佳嗣
本籍京都府京都市上京区一条通淨福寺西入革堂之内町306番地、最後の住所不明
不在者 瓜生 貞三
大正10年3月16日生
届出期間満了日 令和8年1月19日
東京家庭裁判所
令和7年(家)第6880号
愛知県名古屋市北区池花町225番地 NEXUS池花
申立人 今本 稔也
本籍愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目92番地、最後の住所不明
不在者 今本 静子
大正3年7月1日生
届出期間満了日 令和8年1月22日
東京家庭裁判所
失踪宣告
令和6年(家)第10号
本籍福島県東白川郡鮫川村大字西山字発地岡71番地、最後の住所福島県東白川郡鮫川村大字西山字発地岡71番地
不在者 高野 登
昭和22年10月31日生
令和7年9月9日失踪宣告審判確定
福島家庭裁判所棚倉出張所裁判所書記官

令和6年(家)第9508号
国籍中国、最後の住所不明
不在者 申 勇華
西暦1963年7月31日生
令和7年9月17日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官
令和7年(家)第11号
国籍大韓民国、最後の住所神奈川県相模原市中央区矢部1丁目2番18号
不在者 文 榮子
西暦1937年9月5日生
令和7年9月11日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所相模原支部裁判所書記官
令和7年(家)第164号
本籍山梨県甲府市草鹿沢町267番地、最後の住所山梨県甲斐市志田73番地1
不在者 岡田 博男
大正10年7月16日生
令和7年8月29日失踪宣告審判確定
甲府家庭裁判所裁判所書記官
令和7年(家)第97号
本籍北九州市小倉南区徳吉東3丁目132番地、最後の住所不詳
不在者 出口 留夫
明治35年1月20日生
令和7年9月13日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所小倉支部裁判所書記官
令和6年(家)第706号
本籍宮崎県日南市北郷町郷之原甲3529番地1、最後の住所宮崎県日南市西町1丁目6番12号
不在者 井野 修
昭和32年11月30日生
令和7年9月12日失踪宣告審判確定
宮崎家庭裁判所日南支部裁判所書記官
令和6年(家)第1131号
本籍宮崎県延岡市山月町3丁目4815番地、最後の住所宮崎県延岡市山月町3丁目4815番地2
不在者 新名 種歲
昭和13年1月1日生
令和7年9月13日失踪宣告審判確定
宮崎家庭裁判所延岡支部裁判所書記官
令和7年(家)第4号
本籍北海道余市郡余市町登町419番地2、最後の住所北海道余市郡余市町登町419番地2
不在者 土居 武雄
昭和21年12月3日生
令和7年9月17日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所小樽支部裁判所書記官

令和7年(家)第5号
本籍岩手県大船渡市三陸町越喜来字西甫嶺45番地2、最後の住所岩手県大船渡市三陸町越喜来字西甫嶺64番地1
不在者 矢作 榮
大正14年7月24日生
令和7年9月17日失踪宣告審判確定
盛岡家庭裁判所大船渡出張所裁判所書記官
令和7年(家)第77号
本籍仙台市太白区西多賀1丁目313番地、最後の住所仙台市太白区西多賀1丁目6番31号
不在者 大宮 徹
昭和19年7月12日生
令和7年9月18日失踪宣告審判確定
仙台家庭裁判所裁判所書記官
令和7年(家)第47号
本籍千葉県船橋市大穴北3丁目22番、最後の住所千葉県船橋市大穴北3丁目22番24号
不在者 稲村 雅敏
昭和23年12月25日生
令和7年9月6日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官
令和6年(家)第8133号
本籍東京都新宿区西早稲田3丁目192番地、最後の住所東京都新宿区下落合4丁目3番32号ドミール落合101
不在者 松本 和子
昭和28年9月26日生
令和7年9月17日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官
令和6年(家)第9077号
本籍新潟県新潟市中央区白山浦1丁目424番地、最後の住所不明
不在者 佐藤 義一
昭和2年7月13日生
令和7年9月17日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官
令和7年(家)第2217号
本籍大阪府東大阪市長堂1丁目101番地、最後の住所不明
不在者 濱名 信一
大正10年9月1日生
令和7年9月18日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年（家）第3723号

本籍山形県鶴岡市羽黒町手向字院主南65番地10、最後の住所横浜市緑区長津田町1942番地不在者 石井 和雄
昭和27年3月18日生
令和7年9月13日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第142号

本籍神奈川県三浦市南下浦町上宮田1403番地2、最後の住所横浜市港南区港南中央通3番25号不在者 塚田 芳久
昭和10年10月18日生
令和7年9月18日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第33号

本籍静岡県沼津市日の出町351番地1、最後の住所静岡県沼津市三枚橋日ノ出町351番地の1不在者 日野佐知子
昭和42年8月22日生
令和7年9月18日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所沼津支部裁判所書記官

令和6年（家）第331号

本籍北海道赤平市字赤平637番地、最後の住所静岡県駿東郡清水町徳倉2522不在者 安藤 千見
明治45年2月12日生
令和7年9月18日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所沼津支部裁判所書記官

令和7年（家）第9号

本籍静岡県掛川市遊家802番地、最後の住所静岡県掛川市遊家802番地不在者 山崎 琢磨
昭和10年1月21日生
令和7年9月18日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所掛川支部裁判所書記官

令和7年（ヘ）第2号

札幌市東区北44条東15丁目1番26号
申立人 有限会社高橋機設工業
代表者代表取締役 高橋 克美
権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月16日
令和7年9月17日 札幌簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 B I 10684
金額 110,000円
支払期日 令和5年3月15日
支払地 札幌市
支払場所 株式会社北洋銀行本店営業部
振出日 令和4年11月15日
振出地 東京都千代田区
振出人 五建工業株式会社 代表取締役社長
木村 秀美
受取人 申立人
最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第711号

千葉県流山市富士見台2丁目5番地16
債務者 株式会社大建
代表者代表取締役 藤井 浩志
1 決定年月日時 令和7年9月19日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石田 真理
4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午後3時

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（フ）第707号

千葉県柏市旭町4-6-1-309
債務者 株式会社モビリティシステム
代表者代表取締役 鈴木 基雄
1 決定年月日時 令和7年9月22日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高島 圭介

4 破産債権の届出期間 令和7年10月23日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午後2時30分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（フ）第6754号

東京都新宿区西新宿7丁目6番8号
債務者 合同会社エスディギング
代表者代表社員 平井 俊作
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 藤井 幹晴
4 破産債権の届出期間 令和7年10月23日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第168号

長野市南千歳1丁目8番地14北沢ビル
債務者 有限会社ワールドワイド
代表者代表取締役 村田 佳忠

1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鏡味 聖善
4 破産債権の届出期間 令和7年10月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月26日午前10時

長野地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第683号

千葉県松戸市五香南1丁目13番地の2
債務者 有限会社元山不動産
代表者取締役 山田 雅喜

1 決定年月日時 令和7年9月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 井上 明子
4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午後3時

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（フ）第2271号

横浜市西区久保町12番1号
債務者 ショウワ洗浄機株式会社
代表者仮代表取締役 帯 健太郎

1 決定年月日時 令和7年9月25日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 入坂 剛太

4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午後3時10分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第510号

川崎市中原区下新城2丁目4番23-505号
サンクレイドル武藏中原II

債務者 株式会社レスペート

代表者代表取締役 市川 智昭

1 決定年月日時 令和7年9月25日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岩永 和大

4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午後2時

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（フ）第91号

岐阜県多治見市下沢町4丁目84番地の1

債務者 有限会社瀧澤鉄工

代表者代表取締役 瀧澤 和夫

1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 森本 真仁
4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前10時

岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年（フ）第1354号

東京都東村山市恩多町4丁目28番地30

債務者 日本フードマテリアル株式会社

代表者代表取締役 植松 龍己

1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 戸田 智彦
4 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午後2時15分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

<p>令和7年(フ)第119号 滋賀県近江八幡市上田町176番地 債務者 株式会社八幡自動車工業所 代表者取締役 杉村 清司</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福井 達生 4 破産債権の届出期間 令和7年11月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午前11時10分 	<p>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午前10時15分</p> <p>6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。</p> <p style="text-align: right;">神戸地方裁判所第3民事部</p> <p>破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間</p> <p>次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。</p>	<p>4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで</p> <p>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午前10時30分</p> <p>6 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第42号</p> <p>秋田県大仙市南外字松木田70番地6 債務者 加藤 淳</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年9月26日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久島 憲晴 4 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午前11時 	<p>令和7年(フ)第957号 仙台市泉区南光台1丁目35番10号 サントラコート南光台206 債務者 高橋 智之</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川原 卓也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月12日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<p>令和7年(フ)第470号 愛知県額田郡幸田町大字深溝字寅蔵6番地4 債務者 株式会社大村産業 代表者代表取締役 谷脇 雅康</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永谷 和之 4 破産債権の届出期間 令和7年11月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午後2時 	<p>次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。</p> <p>令和7年(フ)第940号 仙台市宮城野区東仙台4丁目4番5号 大塚アパート6 債務者 大友 洋一</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北爪 賀章 4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月26日午前10時35分 6 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 	<p>令和7年(フ)第940号 秋田地方裁判所大曲支部</p> <p>令和7年(フ)第459号 兵庫県姫路市広峰1丁目12-2 A棟403号、住民票上の住所兵庫県姫路市書写115番地3 債務者 稲岡 武彦</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高石 耕吉 4 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月18日午後1時40分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 	<p>令和7年(フ)第961号 仙台市若林区霞目2丁目7番6号 グリーンコーポ201 債務者 佐々木楽音</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 広希 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午前11時35分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<p>令和7年(フ)第217号 奈良県大和高田市吉井22-2 債務者 株式会社インフォマックス 代表者代表取締役 中西 理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤木 秀行 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後1時30分 	<p>令和7年(フ)第1682号 名古屋市瑞穂区丸根町2丁目6番地 B1a n c R o u g e 103、住民票上の住所岐阜市長良真生町1丁目40番地2 債務者 野田 信紀</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長坂早余子 4 破産債権の届出期間 令和7年10月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月16日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 	<p>令和7年(フ)第1682号 神戸地方裁判所姫路支部</p> <p>令和7年(フ)第181号 盛岡市三本柳8地割65番地5 ヒノヤタクシーカー独身寮110号、前住所岩手県岩手郡雫石町御明神上黒沢61番地 債務者 沼尻 幸夫</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 東海林智恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 盛岡地方裁判所第2民事部 	<p>令和7年(フ)第1006号 宮城県塩竈市新浜町2丁目2番43号 東雲303号、従前の住所宮城県塩竈市袖野田町28番14号 債務者 八島 久一</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中谷 洸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月19日午後2時15分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<p>令和7年(フ)第803号 奈良地方裁判所葛城支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第1022号 仙台市青葉区高松1丁目16-38 エスペランス高松102号室、住民票上の住所宮城県塩竈市海岸通14番11-503号 サンデュエル本塩釜駅前 債務者 佐藤 未来</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅野 峻一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月12日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 	<p>令和7年(フ)第1022号 仙台市青葉区高松1丁目16-38 エスペランス高松102号室、住民票上の住所宮城県塩竈市海岸通14番11-503号 サンデュエル本塩釜駅前 債務者 佐藤 未来</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅野 峻一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月12日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 	<p>令和7年(フ)第1022号 仙台市青葉区高松1丁目16-38 エスペランス高松102号室、住民票上の住所宮城県塩竈市海岸通14番11-503号 サンデュエル本塩釜駅前 債務者 佐藤 未来</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅野 峻一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月12日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 	<p>令和7年(フ)第1022号 仙台市青葉区高松1丁目16-38 エスペランス高松102号室、住民票上の住所宮城県塩竈市海岸通14番11-503号 サンデュエル本塩釜駅前 債務者 佐藤 未来</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅野 峻一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月12日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第168号	秋田市旭南1丁目15番3-6号 債務者 藤田 正 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 有働 悠一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月25日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第219号	千葉県柏市高田1075番地17 コスモ柏サニーフィールズ603号 債務者 太田 良広 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 風間 治人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月22日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第208号	群馬県高崎市柴崎町2283番地1 債務者 斎藤 宏明 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増田 泰宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月8日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第324号	静岡県浜松市中央区天王町746番地の1 ベルウッドハイツA棟102、前住所静岡県浜松市中央区天王町708番地の1 サンシャイン天王II 301 債務者 藤崎 麻美(旧姓菊田) 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永野 涼子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月25日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第336号	滋賀県栗東市下鈎1195番地6 債務者 北尾 章

1 決定年月日時 令和7年9月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 室田 �剛志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月19日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 大津地方裁判所民事部	令和7年(フ)第163号 愛媛県松山市富久町30番地4 La C a S a タイケンⅢ 103号 債務者 松島 愛莉 1 決定年月日時 令和7年9月26日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森本 明宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月14日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで 仙台地方裁判所大河原支部
令和7年(フ)第103号	滋賀県近江八幡市若葉町1丁目86番地7 (105号) 債務者 花村 圭悟 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐武 直子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月19日午後1時20分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 大津地方裁判所彦根支部
令和7年(フ)第115号	滋賀県近江八幡市上田町1448番地 債務者 小西 新助 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日比野貴子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月22日午後1時20分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 大津地方裁判所彦根支部
令和7年(フ)第275号	広島市安佐北区大林1丁目7番4-301号 債務者 児玉 正美(旧姓平澤) 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村田 正樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月10日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第195号	広島県福山市西新涯町1丁目9番10号 債務者 アーバンめがねこと 石田 伸 1 決定年月日時 令和7年9月26日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河原 優 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月9日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係

1 決定年月日時 令和7年9月26日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川原 卓也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月14日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで 仙台地方裁判所大河原支部	令和7年(フ)第178号 山形市馬見ヶ崎1丁目18番25号 カーサ・リヴィエールB 202号 債務者 大滝 美佳 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石垣 肇之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月15日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ)第66号	北九州市小倉北区足立1丁目6番7-403号 債務者 今泉 良恵(旧姓北原) 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 綱谷 拓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月9日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第73号	大分県豊後高田市城前2050番地2、前住所大分県豊後高田市玉津1946番地1 サニーヒルズ楠 202号室 債務者 中村 舞子 1 決定年月日時 令和7年9月26日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菅野 直樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月11日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 大分地方裁判所中津支部破産・再生係
令和7年(フ)第108号	長崎県壱岐市芦辺町箱崎中山触2604番地43 債務者 三木 葵 1 決定年月日時 令和7年9月26日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩井 作太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月25日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和7年(フ)第49号	福岡県大川市大字酒見1004番地1 債務者 平田 勝昭 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 重松健二郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月23日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで 高知地方裁判所破産係

<p>令和7年(フ)第497号 熊本市西区春日5丁目7番23号 シャンテ春 日201 債務者 丸野 修治 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今村 一彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月27日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(フ)第505号 熊本市中央区古川町8番地1 コート・ヴィ レッジ・アボシ908 債務者 宮本 頌子 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 許 明香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月27日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(フ)第704号 神戸市中央区栄町通4丁目4番3-702号 債務者 井堂歯科医院こと 井堂孝一郎 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小田 祐資 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月16日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年11月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第778号 神戸市垂水区舞多聞西1丁目3番1-202号、 従前の住所兵庫県加古川市尾上町長田115番 地の1 サントラップK-W-1-4号 債務者 青木 純香 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小田 紗織 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月16日午前10時35分 5 免責意見申述期間 令和7年11月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第13号 兵庫県宝塚市長尾台1丁目12番10号、前住所 大阪府茨木市美沢町10番D-503号 債務者 岸本賢士郎 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田尻 志麻 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月11日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年11月27日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係 令和7年(フ)第441号 兵庫県姫路市北今宿3丁目8番5号、従前の 住所兵庫県姫路市伊伝居448番地1 債務者 有川 昇 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木宣彰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月4日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年11月27日まで 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(フ)第442号 兵庫県姫路市北今宿3丁目8番5号、従前の 住所兵庫県姫路市伊伝居448番地1 債務者 有川美智子 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木宣彰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月4日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年11月27日まで 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(フ)第623号 北九州市八幡西区西鳴水2丁目1番4-3 号、前住所北九州市八幡西区元城町3番56号 債務者 石田美千代 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 緒方 剛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月11日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年11月27日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p>令和7年(フ)第134号 福島県安達郡大玉村玉井字守谷山37番地426 債務者 千葉 靖代(旧姓大森) 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平間 裕子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月22日午前11時45分 5 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係 令和7年(フ)第226号 三重県四日市市西浦1丁目1-8 サザレビル 501、住民票上の住所三重県四日市市 笹川 八丁目65番地6 債務者 中井 一貴 1 決定年月日時 令和7年9月26日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川 友裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月4日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 津地方裁判所四日市支部破産係 令和7年(フ)第49号 福岡県直方市大字感田1584番地6 債務者 濱窪 信和 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田上 裕輝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月2日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(フ)第1091号 札幌市豊平区平岸4条16丁目5番1-310号 債務者 波多野 整 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 深村 真人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月15日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第1581号 埼玉県新座市栗原6丁目2番6号 第7ヤス ノビル302号室 債務者 渡邊さくら</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 植口 崇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月15日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和7年(フ)第451号 熊本県上益城郡益城町大字広崎1132番地25 債務者 桑俣 美希 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤木 美才 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月2日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(フ)第459号 熊本市中央区保田窪2丁目4番98号 サンレ モビル405号室 債務者 羽山 洋平 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田上 裕輝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月2日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(フ)第15号 熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽4463 特別養護老人 ホーム「陽の丘荘」、前住所熊本県阿蘇市 内牧1105-1 医療法人社団坂梨会 愛・ラ イフ内牧内 (前々住所) 熊本県阿蘇郡南阿 蘇村大字河陽3045番地2 債務者 下田 高雄 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後1時30 分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 孝充 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月2日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係</p>
---	--	--	---

令和7年(フ)第1787号

名古屋市瑞穂区津賀田町1丁目23番地の5
債務者 三枝 満

- 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 玉岡小百合
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月16日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2014号

名古屋市中村区那古野1丁目39番3号 さくらHi11sリバーサイドWEST703号
債務者 井上 龍児

- 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新下久美子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月16日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1720号

札幌市中央区南8条西6丁目423番地109
ループル8条館201号
債務者 稲田 陽一

- 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 彰
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月18日午後2時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第42号

熊本県山鹿市鹿本町来民1491番地
債務者 森山 幸二

- 1 決定年月日時 令和7年9月26日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福西 武夫
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月5日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和7年(フ)第2162号

横浜市瀬谷区下瀬谷3丁目21番地2
債務者 笹山 哲平

- 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福下 博詞
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第225号

三重県四日市市堀木1丁目2番2-101号
サニータウン堀木
債務者 森川絵梨香

- 1 決定年月日時 令和7年9月26日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田すみ江
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月19日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第1503号

さいたま市緑区大字中尾1465番地1 グリーンハイツ106、旧住所埼玉県上尾市愛宕3丁目21番4号 U-S T Y L E上尾203
債務者 下野 鈴香

- 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊奈 達也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第173号

長野市若穂保科1932番地1、旧住所長野市居町90番地 バークタウン90-209
債務者 藤原 直樹

- 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 町田 麻美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第124号

岐阜県揖斐郡大野町大字五之里848番地6
債務者 富岡板金こと 富岡栄三郎

- 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡部 智也

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第256号

奈良市あやめ池北3丁目10番19-107号
債務者 西川 浩一

- 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊井 正宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第44号

熊本県葦北郡津奈木町大字津奈木1069番地
1、前住所熊本県葦北郡津奈木町大字岩城22番地3 西迫団地3棟1号

- 債務者 馬乘園友介
- 1 決定年月日時 令和7年9月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小西 直樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和7年(フ)第236号

福井県坂井市三国町池上第54号2番地甲
債務者 齊藤 吉昭

- 1 決定年月日時 令和7年9月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 板倉 充紘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午前10時25分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第368号

愛知県岡崎市大和町字家下25番地8 アヴァンセM 402
債務者 鈴木 明彦

- 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩田 裕文
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午後2時35分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第1322号

さいたま市北区大成町4丁目121番地1 けやきハイツ、旧住所東京都葛飾区堀切4丁目17番8号 ヘーベルメゾン堀切101
債務者 小檜 幸子

- 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 根岸 正道
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月24日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1585号

埼玉県朝霞市三原3丁目34番33号 エレノア201
債務者 郷野 光昭

- 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊東 結子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月24日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1824号

神奈川県大和市福田4丁目18番地13 ライオンズヴィアーレ大和桜ヶ丘503号
債務者 伊原 聖人

- 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 黒江 卓郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月11日午後4時
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第549号

静岡県焼津市道原559番地の10 フルーレ201、旧住所静岡県焼津市下江留1889番地の1 フアリース井柳A206
債務者 村松 章弘

- 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坪川 武史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月16日午前11時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第469号
熊本県上益城郡益城町大字安永899番地1
安永団地2棟108号
債務者 木村 大輔
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 藤井 祥子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月16日午後2時30分
5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第470号
熊本県上益城郡益城町大字安永899番地1
安永団地2棟108号
債務者 木村 和美
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 藤井 祥子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月16日午後2時30分
5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第503号
相模原市中央区矢部1丁目26番4号 ワコーレ矢部403
債務者 笹島 信介
1 決定年月日時 令和7年9月22日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 長南 悠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月17日午後2時15分
5 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第337号
静岡県湖西市新居町中之郷242番地の2、前
住所静岡県湖西市新居町中之郷242番地
債務者 加藤 聖也
1 決定年月日時 令和7年9月26日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 藤澤 智実
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月16日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第348号
愛知県岡崎市北野町字二番地67番地1 コン
フォートタウン1 201
債務者 鈴呂賢一郎

1 決定年月日時 令和 7 年 9 月 25 日午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 倉内 充雄
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 8 年 1 月 13 日午後 2 時
5 免責意見申述期間 令和 7 年 12 月 16 日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和 7 年 (フ) 第 6 6 号
佐賀県伊万里市東山代町長浜2299番地37
債務者 川崎 亮
1 決定年月日時 令和 7 年 9 月 26 日午前 10 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鬼橋 正敏
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 7 年 12 月 17 日午後 4 時
5 免責意見申述期間 令和 7 年 12 月 16 日まで
佐賀地方裁判所武雄支部
令和 7 年 (フ) 第 4 8 3 号
埼玉県春日部市薄谷300番地 1
債務者 山口 信美
1 決定年月日時 令和 7 年 9 月 25 日午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 荒木 真名
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 8 年 1 月 16 日午後 3 時 10 分
5 免責意見申述期間 令和 7 年 12 月 26 日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和 7 年 (フ) 第 1 3 1 号
長崎県北松浦郡小值賀町笛吹郷1863番地 1
債務者 獅峯 敏昭
1 決定年月日時 令和 7 年 9 月 22 日午前 11 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 樋口 聰子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 8 年 1 月 9 日午後 1 時 15 分
5 免責意見申述期間 令和 7 年 12 月 26 日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和 7 年 (フ) 第 1 5 4 7 号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地 1 西上尾第二団地 2-29-202
債務者 佐藤 正志
1 決定年月日時 令和 7 年 9 月 24 日午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 清水健一郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 8 年 1 月 19 日午前 10 時 30 分
5 免責意見申述期間 令和 8 年 1 月 5 日まで
さいたま地方裁判所第 3 民事部破産係

令和7年(フ)第538号
 埼玉県春日部市藤塚205番地1 La Po
 modoro B 202
 債務者 Salon de gypsophila 11eこと 潮田 香純
 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 吉廣 麗子
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年1月16日午前11時40分
 5 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで
 さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第599号
 埼玉県三郷市南蓮沼751 有限会社新拓興業
 置き場、住民票上の住所埼玉県三郷市彦成3
 丁目9番1-506号
 債務者 互井 翔
 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 河内 智子
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年1月16日午後1時30分
 5 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで
 さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第27号
 奈良県生駒郡三郷町立野北2丁目15番16号
 (102号室)
 債務者 竹田 知弘
 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 栗須 直樹
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年1月19日午後1時5分
 5 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで
 奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第24号
 山口県萩市大字椿2481番地4
 債務者 大田常茂榮
 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 山口 正之
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年1月16日午前11時
 5 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで
 山口地方裁判所萩支部

令和7年(フ)第1332号
 埼玉県幸手市大字幸手1959番地1 グラン
 チェスタ101
 債務者 青木 理恵

1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 相川 一ゑ
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月28日午前11時
5 免責意見申述期間 令和8年1月14日まで
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第521号
埼玉県春日部市一ノ割1丁目12番23号 プラザーズファーム202
債務者 原 昌美
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 斎藤 耕平
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第137号
岐阜県瑞穂市穂積1221番地2 カーサ・ソレイユ 503号
債務者 磯田 和希
1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松岡 真帆
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午前10時
5 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
　　岐阜地方裁判所
**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間**
令和7年(フ)第13号
北海道久遠郡せたな町大成区都435番地1
みやこの丘団地さくら棟206号室、前住所北海道久遠郡せたな町大成区都435番地1 みやこの丘団地ひまわり棟104号室
債務者 須藤 加菜
1 決定年月日時 令和7年9月24日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで
　　函館地方裁判所江差支部

令和7年(フ)第601号 埼玉県入間郡三芳町みよし台1番地1 (407) 債務者 伊達 結(旧姓青木) 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年9月25日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで 山形地方裁判所民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 水戸地方裁判所日立支部
令和7年(フ)第688号 埼玉県所沢市大字上安松1348番地の1 アーバンデュエットB-102 債務者 伊藤 淳一 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年9月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第700号 埼玉県富士見市大字鶴馬3566番地7 シティハイツ鶴瀬202、前住所埼玉県富士見市大字水子4954番地7 アネックスシャルマン102 債務者 南風原大地 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで 長崎地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第710号 埼玉県富士見市渡戸3丁目16番9号 債務者 山本 照久 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年9月27番15-404号 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 水戸地方裁判所日立支部	1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第711号 埼玉県富士見市高藏寺町3丁目1番地16 債務者 白田 正和 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第179号 山形県東根市大字関山1292番地 債務者 清野 博司	1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年9月25日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第155号 新潟県長岡市神田町3丁目2番地1 アリエス 債務者 藤本 空 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係	令和7年(フ)第293号 岡山県倉敷市中島2166番地1 宮原マンションA-101 債務者 藤井謙次郎 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第156号 さいたま市西区大宮1丁目14番地4 債務者 並木彩矢香 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第308号 埼玉県草加市吉町5丁目3番37号 コープ吉町101号 債務者 三河 春江 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第250号 岡山県倉敷市幸町4番38号 債務者 宮本かおり 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第299号 岡山県倉敷市幸町7番51-507号 ミヨシマニシヨン幸、転居前の住所岡山県高梁市落合町近似83番地1 レオパレスKyokusu i 202号 債務者 十河 治洋 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第1607号 さいたま市見沼区春岡1丁目18番地9 サンリーフ見沼2、旧住所さいたま市見沼区大字南中野639番地3 片岡荘203号 債務者 加藤 光次 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第499号 埼玉県草加市新里町758番地1 カーサ・ドマーニC-105号 債務者 渡邊 詩織 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第261号 岡山県都窪郡早島町早島3148番地9 エクセルンス早島102号、転居前の住所岡山県岡山市南区箕島991番地12 債務者 米加田光宏 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第306号 岡山県倉敷市北畠4丁目10番30号 かるみーはうす北畠、転居前の住所岡山県倉敷市藤戸町天城1394番地3 天城団地80号 債務者 菅原 瞳子 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第1608号 さいたま市西区大字佐知川906番地2 グリーングラスA201 債務者 中山 大夢 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第630号 埼玉県狭山市大字南入曽617番地の14 宮岡コーポ203、前住所東京都葛飾区お花茶屋3丁目27番2号 債務者 佐藤 静男 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第288号 岡山県倉敷市茶屋町129番地 1-2、転居前の住所岡山県倉敷市亀山875番地2 債務者 池上美登里 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第1528号 さいたま市岩槻区東岩槻6丁目9番地5 K o l e t 東岩槻#06 債務者 伊藤 舞華(旧姓小泉) 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1634号 埼玉県上尾市井戸木2丁目22番地1 七ジュール井戸木202 債務者 菊池 洋子 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第661号 埼玉県富士見市西みずほ台1丁目6番地9 コーポ内田105、前住所埼玉県富士見市鶴馬2丁目2番33-111号 債務者 小花 哲二 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第667号

埼玉県狭山市入間川1丁目10番21号 ヒルズ狭山105、前住所埼玉県狭山市入間川2丁目6番22号 第2甲田ビル401
債務者 樋口恵美子
1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第680号

埼玉県狭山市狭山台2丁目1番地 2-26-502
債務者 上村 真理
1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第719号

埼玉県ふじみ野市大原1丁目5番4号 プレンティ・ワン205、前住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3928番地2
債務者 大川 雅人
1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第311号

埼玉県熊谷市肥塚1413番地11
債務者 米山 剛
1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第915号

札幌市南区南沢3条2丁目14番27号
債務者 平澤 俊輔
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1383号

札幌市西区八軒1条東2丁目2番33-104号
債務者 佐藤美香子
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1422号

札幌市手稲区曙12条1丁目2番10-411号
債務者 西山 美穂
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1533号

札幌市北区北21条西2丁目1番5号 光裕N
21A-105号
債務者 高橋 洋子
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1577号

札幌市手稲区手稲本町1条1丁目3番37号
キャピタル手稲101号
債務者 古長 緑

1 決定年月日時 令和7年9月25日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1614号

札幌市東区北23条東8丁目3番12号 アットホームミサワ201号
債務者 實福智恵美
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1664号

札幌市東区北13条東12丁目2番14-405号
債務者 小根 之尚
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第285号

盛岡市月が丘1丁目11番72号 矢羽々方、前
住所盛岡市玉山字高久保4番地1
債務者 片島 彩香(旧姓矢羽々)
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第256号

群馬県前橋市小相木町207番地1 サンライ
フマンション 303号
債務者 石井 伸幸
1 決定年月日時 令和7年9月26日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1593号

東京都三鷹市上連雀2丁目14番13号第2ま
と荘5号室
債務者 西岡真輝志
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第459号 相模原市南区東林間7丁目13番37号 キャットスルスワン 206号 債務者 田中 雪乃 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第250号 堺市西区上野芝向ヶ丘町6丁1番34-703号、 前住所堺市西区北条町2丁18番14号 債務者 城 彩実 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第763号 堺市堺区南三国ヶ丘町6丁3番11号 債務者 川口 紀子 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第490号 相模原市緑区二本松4丁目21番7号 グループホームみんなの家二本松 債務者 二ツ森星河 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第579号 大阪府富田林市錦織南1丁目25番3号 (207) 債務者 遠藤 純子 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第794号 大阪府羽曳野市野164-1 丹比荘病院内、住民票上の住所大阪市生野区勝山南1丁目21番3号 債務者 松岡昌一こと KIM CHANG SIK 金 昌植 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第824号 堺市北区東浅香山町3丁31番地 府営堺浅香山住宅23棟202号 債務者 片田三十四 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第502号 相模原市中央区上溝1254番地26 アンダンテ101号室 債務者 佐藤 末男 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第629号 堺市堺区少林寺町西2丁2番24号 債務者 佐藤 翔太 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第800号 堺市中区深井沢町3193番地3 ジュネスノーブル205号、前住所堺市中区八田北町498番地1 桃田マンション303号 債務者 上野 恵 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第828号 堺市堺区緑ヶ丘北町3丁2番13号 オリエンティティ上野芝1A号、前住所堺市堺区西通2番14-206号 債務者 矢嶋 文子 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第504号 相模原市南区南台1丁目7番1号 西村コート202 債務者 斎藤 千鶴 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第658号 堺市美原区北余部西1丁目1番5-410号 債務者 丸山 伴子 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第739号 大阪府羽曳野市高鶯5丁目437番地 高鶯マンション巽503号 債務者 山下 英之 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第75号 兵庫県小野市天神町80番地の347 債務者 松下 琢磨 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第812号 相模原市南区東林間7丁目1番1号 西村コート202 債務者 斎藤 千鶴 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第812号 堺市北区北長尾町1丁2番21-304号 債務者 宮内 韶祐 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 神戸地方裁判所社支部	

令和7年(フ)第76号 兵庫県小野市天神町80番地の347 債務者 松下 大輔
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 神戸地方裁判所社支部
令和7年(フ)第441号 熊本市東区戸島西1丁目4番15号 シャーメ ゾンプラス101 債務者 垂内 龍二
1 決定年月日時 令和7年9月22日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第442号 熊本市東区戸島西1丁目4番15号 シャーメ ゾンプラス101 債務者 垂内 美和
1 決定年月日時 令和7年9月22日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第66号 北海道白老郡白老町栄町1丁目5番32号 債務者 山本 征司
1 決定年月日時 令和7年9月26日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 札幌地方裁判所室蘭支部破産係
令和7年(フ)第98号 福島県大沼郡会津美里町字布才地675番地1、 前住所東京都板橋区中板橋29番9号 アル ヴェリーノ中板橋駅前101 債務者 目黒 希美

1 決定年月日時 令和7年9月26日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(フ)第294号 香川県高松市円座町1592番地2 債務者 黒見 俊輔
1 決定年月日時 令和7年9月26日午前9時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第1384号 東京都昭島市中神町1257番地中神第3アパート3棟701号 債務者 半谷 由美
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1532号 東京都町田市山崎町1050番地2 第3七国荘 103 債務者 德永 大樹
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第101号 新潟県阿賀野市 笹岡1281番地2 債務者 見上 純
1 決定年月日時 令和7年9月26日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第142号 長崎県佐世保市名切町4番23号 グリーンマ ンション名切215号、前住所神奈川県座間市相模が丘5丁目5番23-401号 債務者 豊増智恵子
1 決定年月日時 令和7年9月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第249号 北海道旭川市末広東1条4丁目8番8号 レ オン 205号 債務者 笹森 信子
1 決定年月日時 令和7年9月24日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月26日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第3521号 大阪市都島区内代町3丁目8番21号 スカイ 都島 206号 債務者 石田 和宏
1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 福岡地方裁判所大牟田支部
令和7年(フ)第3927号 大阪市生野区生野西1丁目18番27号 TK寺 田町ハイツⅠ番館 308号 債務者 倉田 元喜
1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月2日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3927号 大阪市生野区生野西1丁目18番27号 TK寺 田町ハイツⅠ番館 308号 債務者 倉田 元喜
1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月9日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3971号 大阪市城東区蒲生2丁目7番12号 グラントピア第二京橋 4-B、前住所大阪府東大阪市西岩田4丁目2番11号 債務者 平田 達哉 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月5日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月5日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月25日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6655号 東京都大田区羽田旭町15-8 債務者 山本奈生子 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月25日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4104号 大阪市西成区出城3-5-2-706、住民票上の住所大阪市浪速区恵美須西3丁目4番22-406号 債務者 中山 瑞穂 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月5日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第6550号 東京都板橋区大谷口2丁目36-10-204 債務者 粥川 裕美(旧姓金澤) 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月25日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6622号 東京都杉並区高円寺南5丁目30-11-101 債務者 工藤 凜 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月25日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6622号 東京都杉並区高円寺南5丁目30-11-101 債務者 工藤 凜 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月25日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4155号 大阪市都島区都島本通5丁目13番7-210号 債務者 櫻井 力斗 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月9日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第6583号 東京都江戸川区南葛西4丁目17-10-303 グランパルクG8 債務者 内川 剑 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月25日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6623号 東京都墨田区東駒形1丁目16-2-601 債務者 芹澤 由里 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月25日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6623号 東京都墨田区東駒形1丁目16-2-601 債務者 芹澤 由里 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月25日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4446号 大阪府池田市天神2丁目10番10号 12号室 債務者 西 あおい 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第6590号 東京都世田谷区松原6-37-1、住民票上の住所東京都世田谷区下馬2丁目33-4-208 債務者 齊藤 英子 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第6627号 東京都豊島区東池袋2丁目52-2 関根方 債務者 宿谷 勝彦 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月25日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6709号 東京都品川区西五反田3丁目6-11-801 債務者 平山 直子 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月25日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6633号 東京都江戸川区南小岩6丁目12-16 パインヒル7-202 債務者 笹島 由衣 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月25日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6712号 東京都世田谷区成城8丁目25-1-528 債務者 成田 愛美 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月25日午後2時 東京地方裁判所民事第20部		

破産手続終結

令和6年(フ)第173号

東京都千代田区神田北乗物町2番地
破産者 東樹ケミカル株式会社

- 1 決定年月日 令和7年9月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第225号

千葉県松戸市中根長津町168番地
破産者 株式会社熊谷製作所

- 1 決定年月日 令和7年9月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第707号

千葉県我孫子市並木6丁目12番11-403号
ハビネスいづみ、開始決定時の住所千葉県我孫子市つくし野1丁目5番37号
破産者 瀬谷 隆宏

- 1 決定年月日 令和7年9月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第330号

千葉県松戸市小金原6丁目13番地 小金原団地3棟302号、前住所千葉県松戸市大金平1丁目1番地 ジエイシティ松戸205号
破産者 石井 佳介

- 1 決定年月日 令和7年9月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和5年(フ)第14号

秋田県大館市南神明町8番5号
破産者 協同組合日専連おおだて

- 1 決定年月日 令和7年9月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

秋田地方裁判所大館支部

令和6年(フ)第942号

横浜市都筑区池辺町4028番地
破産者 株式会社エス・イー・ワークス

- 1 決定年月日 令和7年9月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第216号

横浜市南区永楽町1丁目6番地
破産者 株式会社アイ・プロダクツ・アンド・サプライズ
1 決定年月日 令和7年9月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第20号

山梨県甲府市中央3丁目10番22号 エル・ヴィーナ中央506

- 破産者 亡吉原和彦相続財産
1 決定年月日 令和7年9月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

甲府地方裁判所民事部破産係

令和5年(フ)第146号

静岡県富士市富士見ヶ丘304番地の15
破産者 合同会社F l o r a l

- 1 決定年月日 令和7年9月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

静岡地方裁判所富士支部

令和6年(フ)第161号

静岡県富士市中里字水門前2626番地の40 富士市浮島工業団地内
破産者 株式会社マグナプロセス

- 1 決定年月日 令和7年9月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

静岡地方裁判所富士支部

令和5年(フ)第46号

三重県名張市桔梗が丘4番町3街区27番地
破産者 すずらん台矯正歯科こと 長井 講有

- 1 決定年月日 令和7年9月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所伊賀支部

令和6年(フ)第118号

福岡県田川郡川崎町大字川崎293番地の62
破産者 有限会社智栄商事

- 1 決定年月日 令和7年9月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福岡地方裁判所行橋支部破産係
破産債権の届出期間及び一般
調査期日

令和6年(フ)第25号

兵庫県三木市志染町三津田371、商業登記簿上の本店所在地神戸市北区惣山町五丁目10番地の13

- 破産者 神戸不燃板工業株式会社
1 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで
2 一般調査期日 令和7年12月16日午前10時
令和7年9月25日

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第202号

埼玉県川口市大字石神1178番地の12
破産者 高橋 直樹

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月1日午前11時40分
令和7年9月24日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第10号

北九州市門司区下馬寄13番20-302号、開始決定時の住所北九州市門司区上馬寄1丁目1番2-1306号
破産者 大崎 栄次

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月3日午前11時30分
令和7年9月24日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第301号

北九州市小倉南区沼緑町1丁目6番2号

破産者 浜辺 義孝

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月4日午前11時30分
令和7年9月25日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第66号

(最後の住所) 広島県呉市阿賀南3丁目16番1-101号

破産者 亡高木博行相続財産

- 1 破産債権の届出期間 令和7年11月5日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月18日午前10時30分
令和7年9月26日

広島地方裁判所呉支部

令和7年(フ)第273号

大阪府富田林市常盤町6-7-2階

破産者 株式会社大畑組

- 1 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月23日午前10時
令和7年9月25日

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第274号

大阪府富田林市大字龍泉459番地9

破産者 大畑 正春

- 1 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月23日午前10時
令和7年9月25日

大阪地方裁判所堺支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年(フ)第55号

宮崎県都城市久保原町9街区29の2号 自助

ホームいちやりば、前住所宮崎県都城市上川

東1丁目26号5番地

破産者 新村 忠之

- 異議申述期間 令和7年11月6日まで
令和7年9月25日 宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(再イ)第80号 兵庫県三木市志染町青山4丁目2番地の13 再生債務者 財田 知宜
1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月12日まで
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年(再イ)第33号 奈良県天理市西長柄町154番地 サンヴィレッジ205号 再生債務者 東浦 廉
1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月13日まで
奈良地方裁判所
令和7年(再イ)第21号 北九州市八幡西区星ヶ丘6丁目5番20号 再生債務者 武岡 秀一
1 決定年月日時 令和7年9月24日午後2時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月5日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(再イ)第56号 北九州市八幡西区星ヶ丘6丁目5番20号 再生債務者 武岡 功
1 決定年月日時 令和7年9月24日午後2時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月5日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(再イ)第73号 北九州市八幡西区穴生1丁目6番15-805号 再生債務者 北野 浩貴
1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年10月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月5日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(再イ)第20号 福岡県京都郡苅田町大字与原2173番地1 再生債務者 石本 優矢
1 決定年月日時 令和7年9月24日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(再イ)第12号 奈良県天理市別所町205番地1 アンソレイユ山の辺101 再生債務者 Baum283こと 尾崎 翼
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月13日まで
奈良地方裁判所
令和7年(再イ)第43号 岩手県紫波郡矢巾町大字高田第13地割306番地9 トリブルタウン壱番館201号 再生債務者 下河原つかさ
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月20日まで
盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(再イ)第161号 神奈川県大和市下鶴間2290番地10 再生債務者 鮫島 友香
1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月13日まで
横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年(再イ)第201号 横浜市磯子区滝頭1丁目6番6-102号 再生債務者 松岡 剛士
1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月13日まで
横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年(再イ)第94号 広島市東区山根町2番7-8-2-104号 再生債務者 野村 亮
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月31日から令和7年11月7日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係
令和7年(再イ)第35号 福岡県久留米市北野町高良1807番地34 再生債務者 末次二佑輝(旧姓釜堀)
1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月31日から令和7年11月7日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係
令和7年(再イ)第32号 福岡県久留米市北野町高良1807番地34 再生債務者 末次二佑輝(旧姓釜堀)
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係
令和7年(再イ)第3号 徳島県板野郡藍住町東中富字鍬場傍示114番地11 再生債務者 富永 直也
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月13日まで
広島地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第33号 徳島県板野郡藍住町東中富字鍬場傍示114番地11 再生債務者 富永 直也
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月13日まで
広島地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第12号 奈良県葛城市勝根76番地 再生債務者 高松 央
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月31日から令和7年11月14日まで
奈良地方裁判所
令和7年(再イ)第19号 奈良県葛城市勝根76番地 再生債務者 高松 央
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月31日から令和7年11月14日まで
奈良地方裁判所
令和7年(再イ)第16号 奈良県葛城市勝根76番地 再生債務者 高松 央
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月31日から令和7年11月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(再イ)第22号 奈良県大和高田市片塙町10番7号 ジュピター202号 再生債務者 高田虎太郎
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(再イ)第38号 福岡県久留米市国分町581番地21 再生債務者 大見謝恒造
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月31日から令和7年11月7日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

<p>令和7年(再イ)第45号 群馬県伊勢崎市境米岡174番地4 再生債務者 山岸 英人 1 決定年月日時 令和7年9月26日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月7日から令和7年11月28日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係</p>	<p>3 再生債権の届出期間 令和7年10月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月31日から令和7年11月14日まで 津地方裁判所伊賀支部</p> <p>令和7年(再イ)第11号 香川県観音寺市大野原町花稻818番地1 医療法人社団豊南会香川井下病院 再生債務者 久保 隆 1 決定年月日時 令和7年9月26日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月7日から令和7年11月21日まで 高松地方裁判所観音寺支部</p>	<p>令和7年(再イ)第16号 茨城県筑西市下高田453番地 再生債務者 小島 敏 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月20日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月10日まで 令和7年9月26日 水戸地方裁判所下妻支部</p> <p>令和7年(再イ)第234号 東京都清瀬市旭が丘1-266-10-104 再生債務者 橋本 勉 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月26日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月14日まで 令和7年9月25日</p>	<p>1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月16日まで 令和7年9月25日 宇都宮地方裁判所大田原支部</p> <p>令和7年(再イ)第21号 群馬県前橋市上大屋町86番地2 再生債務者 藤間 直樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月16日まで 令和7年9月25日 前橋地方裁判所民事部破産再生係</p>
<p>令和7年(再イ)第96号 東京都町田市成瀬台2丁目9番地2 再生債務者 石田 勇介 1 決定年月日時 令和7年9月26日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月7日から令和7年11月28日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(再イ)第22号 佐賀県伊万里市東山代町里177番地215 再生債務者 松田 秀幸 1 決定年月日時 令和7年9月26日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月7日から令和7年11月28日まで 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係</p>	<p>令和7年(再イ)第43号 栃木県宇都宮市宝木町1丁目249番地14 再生債務者 安藤 光佑 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月8日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月15日まで 令和7年9月24日</p>	<p>令和7年(再イ)第22号 埼玉県さいたま市岩槻区大字釣上新田750番地24 再生債務者 川上 嘉弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月1日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月16日まで 令和7年9月25日 前橋地方裁判所民事部破産再生係</p>
<p>令和7年(再イ)第162号 横浜市栄区飯島町1807番地1 プラウドS・Ⅲ 203 再生債務者 石川 大貴 1 決定年月日時 令和7年9月26日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月7日から令和7年11月14日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係</p>	<p>令和7年(再イ)第108号 川崎市川崎区出来野9番21号 メイプルハイツ101(開始決定時の住所) 横浜市港北区新羽町1836番地8 シーズンコート201 再生債務者 関 翔大 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月19日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月9日まで 令和7年9月25日</p>	<p>令和7年(再イ)第37号 川崎市川崎区大島3丁目36番1-302号 再生債務者 酒井 龍介 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月15日まで 令和7年9月24日</p>	<p>令和7年(再イ)第91号 埼玉県志木市柏町6丁目29番54号 再生債務者 佐々木丈嗣 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月16日まで 令和7年9月25日 さいたま地方裁判所第3民事部</p>
<p>令和7年(再イ)第14号 長野県茅野市宮川8034番地2 再生債務者 矢島 寛之 1 決定年月日時 令和7年9月26日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月7日から令和7年11月21日まで 長野地方裁判所諏訪支部</p>	<p>令和7年(再イ)第110号 横浜市磯子区上中里町264番地3 サンパティーサークル101号 再生債務者 大野 謙一 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月27日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月9日まで 令和7年9月25日</p>	<p>令和7年(再イ)第14号 茨城県稲敷郡阿見町大字鈴木122番地8 再生債務者 柳澤 智美 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月6日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月16日まで 令和7年9月25日</p>	<p>令和6年(再イ)第89号 埼玉県越谷市大字大里40番地1 パークハイツ越谷D-634号 再生債務者 佐久間幸彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月19日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月16日まで 令和7年9月25日 さいたま地方裁判所第3民事部</p>
<p>令和7年(再イ)第15号 三重県名張市美旗町池の台西35番地 再生債務者 宮木 幸一 1 決定年月日時 令和7年9月26日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>	<p>横浜地方裁判所第3民事部再生係</p>	<p>令和7年(再イ)第18号 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係 栃木県矢板市乙姫1393番地183 再生債務者 佐藤 清人</p>	<p>1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月16日まで 令和7年9月25日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係</p>

令和7年(再イ)第125号
名古屋市守山区大字上志段味字樹木1648番地の9
再生債務者 鈴木 仁
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月25日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月16日まで
令和7年9月25日
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第153号
愛知県清須市廻間1丁目1番地12 フルール愛103
再生債務者 岡村 徹
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月27日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月16日まで
令和7年9月25日
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第55号
東京都日野市新町5丁目23番地の28
再生債務者 日野 剛史
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月9日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月17日まで
令和7年9月26日
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第9号
富山県氷見市飯久保380番地40
再生債務者 川辺ひとみ
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月24日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月17日まで
令和7年9月26日 富山地方裁判所高岡支部

令和7年(再イ)第19号
佐賀市高木瀬東1丁目11番21号
再生債務者 田之上保久
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月22日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月17日まで
令和7年9月26日
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(再イ)第64号
千葉県柏市大室1208番地4 メゾンプランドール204号
再生債務者 黒田日出雄
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月19日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月20日まで
令和7年9月22日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第109号
北海道石狩市花川南5条4丁目11番地
再生債務者 大野 幹恭
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月23日まで
令和7年9月25日
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第23号
北海道旭川市永山9条13丁目1番7号ベルコート永山103号
再生債務者 山口 美香
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月5日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月23日まで
令和7年9月25日 旭川地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第17号
静岡県富士宮市小泉1219番地の3 メープルリーフⅢ101
再生債務者 大箸 輝海
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月23日まで
令和7年9月25日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和7年(再イ)第55号
堺市堺区西湊町5丁4番34号
再生債務者 植林 友和
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月23日まで
令和7年9月25日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第58号
堺市東区白鷺町1丁25番1-501号
再生債務者 池村 博幸
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月23日まで
令和7年9月25日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第16号
函館市湯川町2丁目4番11-305号 レジデンスB
再生債務者 長崎 優香
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月9日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月24日まで
令和7年9月26日 函館地方裁判所

令和7年(再イ)第23号
福井県坂井市丸岡町猪爪4丁目107番地
再生債務者 斎藤 依子
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月10日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月24日まで
令和7年9月26日 福井地方裁判所

令和7年(再イ)第26号
福井市浄土寺町第3号14番地7
再生債務者 笠松 邦紘
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月12日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月24日まで
令和7年9月26日 福井地方裁判所

令和7年(再イ)第29号
大津市唐崎1丁目16番35号
再生債務者 中尾 武彦
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月24日まで
令和7年9月26日 大津地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第19号
福島県郡山市喜久田町早稲原字大谷地脇4番地の5
再生債務者 遠藤久美子(旧姓山田)
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月27日まで
令和7年9月26日
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和7年(再イ)第24号
北九州市若松区修多羅3丁目3番13号
再生債務者 高松ゆかり
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月14日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月16日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月16日まで
令和7年9月25日
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第4号
兵庫県淡路市浦12番地
再生債務者 山内 匡也
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月17日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月24日まで
令和7年9月26日
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和7年(再イ)第16号
山口県下関市豊北町大字北宇賀151番地
再生債務者 Cotton Farmこと 紹野 良雄
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月17日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月17日まで
令和7年9月26日
山口地方裁判所下関支部再生係

